

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 6 月28日
【会社名】	マルハニチロ株式会社
【英訳名】	Maruha Nichiro Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池見 賢
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目 2 番20号
【電話番号】	03 (6833) 1195
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長役 目時 弘幸
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目 2 番20号
【電話番号】	03 (6833) 1195
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長役 目時 弘幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

2023年6月27日開催の当社第79期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき65円といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

①現行定款規定では、配当基準日(3月31日)における株主の皆様へ配当を行うためには、当該配当基準日から3ヶ月以内に配当の効力発生日を迎えられるよう、株主総会を開催し、決議する必要があるところ、災害や疫病の流行等の不測の事態が原因で、上記の時期に株主総会を開催することが困難であると取締役会が判断した場合に限り、取締役会の決議により当該配当基準日の株主の皆様へ配当を行うことができるよう、現行定款第37条の規定を一部変更するものであります。

②株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定めるものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、池見賢、半澤貞彦、舟木謙二、廣嶋精一、飯村北、奥田かつ枝、外ノ池佳子及びBradley Edmisterを選任いたします。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、綾隆介及び木村吉男を選任いたします。

第5号議案 合併契約承認の件

株式会社マルハニチロアセットは当社の完全子会社であり、当社グループ内において主に不動産賃貸事業を担っておりますが、この度、グループ内の重複する機能を当社に統合することで、経営資源を集約し、経営を効率化することを目的として、2023年5月8日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、株式会社マルハニチロアセットを吸収合併する旨を決議し、同日付けで合併契約書を締結いたしました。

本吸収合併の効力発生により、当社に抱合せ株式消滅差損(約20億円)の発生が見込まれるため、会社法第796条第2項ただし書及び第795条第2項第1号の規定により、本吸収合併について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。なお、本吸収合併は当社完全子会社との合併であるため、当社の連結業績に与える影響はありません。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示並びに無効に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	無効 (個)	決議結果	
					賛成率 (%)	可否
第 1 号議案	387,092	858	0	9	99.78	可決
第 2 号議案	350,159	37,779	0	14	90.26	可決
第 3 号議案						
池 見 賢	385,286	2,650	0	20	99.31	可決
半 澤 貞 彦	385,602	2,336	0	20	99.39	可決
舟 木 謙 二	385,692	2,246	0	20	99.42	可決
廣 嶋 精 一	385,630	2,308	0	20	99.40	可決
飯 村 北	385,046	2,891	0	20	99.25	可決
奥 田 かつ枝	385,614	2,324	0	20	99.40	可決
外ノ池 佳 子	386,579	1,360	0	20	99.64	可決
Bradley Edmister	386,569	1,370	0	20	99.64	可決
第 4 号議案						
綾 隆 介	332,501	55,433	0	20	85.71	可決
木 村 吉 男	344,459	43,473	0	20	88.79	可決
第 5 号議案	386,922	1,020	0	17	99.73	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・ 第 1 号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・ 第 2 号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。
- ・ 第 3 号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・ 第 4 号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・ 第 5 号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上、適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、棄権及び無効の確認ができていない議決権数を加算しておりません。

以 上